

奈良県告示第三百四十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和六年二月二十六日

奈良県知事 山下 真

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分 量(%)	その他 の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効年月 日
第六五二 号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料一 号	窒素全量 六・〇 りん酸全 量 一〇・〇	公定規 格のと おり	鳥山孝宣 橿原市四分町二八 六番地の三	令和六年 一月二十 四日